



後期高齢者医療制度

障害認定申請について

一定の障がいのある65歳から74歳までの方のうち、申請により北海道後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方は、後期高齢者医療制度に加入することができます。

【申請・問合せ】
医療保険係 ☎32-2214



一定の障がいとは



- 1 国民年金などの障害年金1級・2級を受給している方
- 2 身体障害者手帳1～3級をお持ちの方
- 3 身体障害者手帳4級をお持ちの方で、次のいずれかに該当する方
 - 音声障害
 - 言語障害
 - 下肢障害4級1号(両下肢のすべての指を欠くもの)
 - 下肢障害4級3号(一下肢を下腿の二分の一以上で欠くもの)
 - 下肢障害4級4号(一下肢の機能の著しい障害)
- 4 精神障害者保健福祉手帳1級・2級をお持ちの方
- 5 療育手帳A(重度)をお持ちの方

脱退手続き



後期高齢者医療制度の被保険者(加入者)となる方は、それまで加入していた健康保険(国民健康保険、健康保険組合、共済組合など)から脱退し、後期高齢者医療制度に加入することになります。

脱退手続きについては、各保険者へお問い合わせください。

後期高齢者医療制度

10月1日から2割の被保険者証にかわった方へ

■窓口負担割合が2割となった方には負担を抑える配慮措置があります

10月1日の施行後3年間(令和7年9月診療分まで)は、2割負担にかわった方について窓口負担割合の引き上げに伴い、1カ月の外来医療の負担増加額を3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象外)。

配慮措置の適用で払い戻しとなる方へは、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻しされます。
※1割・3割の被保険者証または証をお持ちの方については、配慮措置は該当しません。

【配慮措置が適用される場合の計算方法】

例: 1カ月の医療費全体額が50,000円の場合

窓口負担割合1割のとき	5,000円…①
窓口負担割合2割のとき	10,000円…②
負担増分(②-①)	5,000円…③
窓口負担増の上限	3,000円…④
払い戻し(③-④)	2,000円

配慮措置

1カ月5,000円の負担増を3,000円に抑制するため差額を払い戻します。

■2割負担になった方で高額療養費の口座が登録されていない方へ

2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方には、法律の施行時期に申請書を郵送します。

申請書がお手元に届いたら、申請書の記載内容に沿って、口座の登録をしてください。



■書類は必ず郵送でお届けします

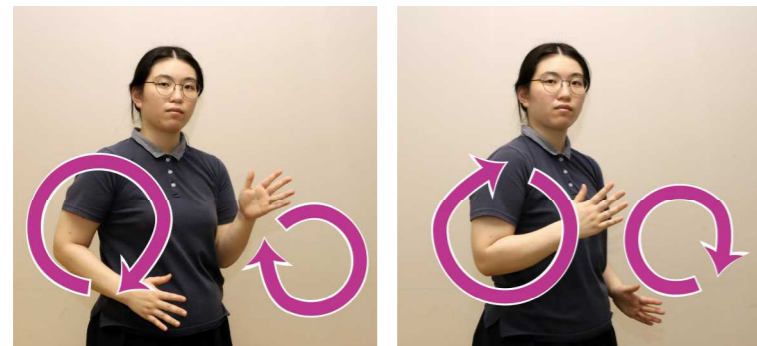


厚生労働省や地方自治体が電話や訪問で口座情報登録をお願いすることや、ATMの操作をお願いすることは絶対にありません。

不審な電話があったときは、警察署(#9110)または消費生活センターにお問い合わせください。

問合せ

- ▶ 北海道後期高齢者医療広域連合
☎011-290-5601
〒060-0062
札幌市中央区南2条西14丁目
国保会館6階
- ▶ 赤平市役所市民生活課医療保険係
☎32-2214



両手を開いて交互に振り
走るしぐさをする



第63回 「スポーツ」
手話モデル 福井 瑞季 さん
(赤平手話の会)

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金(給与受給者)及び傷病給付金(個人事業主)の適用期限延長

※市独自で行なっている傷病給付金(個人事業主)の適用期限についても同様に延長します。
※申請する前に医療保険係までお問い合わせください。

これまで **9月30日(金)**

↓

変更後 **12月31日(土)**